

学校法人船田教育会役員報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人船田教育会(以下「本法人」という。)の寄附行為第43条の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者で、理事長、常務理事及び常勤監事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3)職員理事とは、本法人の職員(学長を含む。)として給与を支給している理事をいう。
- (4)非常勤の役員とは、前2号以外の理事及び監事をいう。
- (5)役員報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6)費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤の役員に対しては、報酬のみを支給する。
- (2)職員理事に対しては、役員としての報酬は支給しない。
- (3)非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第1のとおりとする。

2 職員理事及び非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給日、支給方法、端数計算、日割・時間割計算等については、学校法人船田教育会事務局職員給与規程第13条、第14条及び第15条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、年額を2回に分けて、6月及び12月の21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払う。)とする。なお、支給方法等は、前項に準ずるものとする。

(費用)

第6条 役員には、別に定める学校法人船田教育会出張旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基

準として公表する。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。

2 学校法人船田教育会役員等報酬・退職金規則は、令和2年3月31日をもってこれを廃止する。

別表第1(第4条第1項関係)

常勤の役員の報酬額

理 事 長	年額 1,350,000 円
常務理事	年額 7,800,000 円
常勤監事	年額 3,600,000 円

別表第2(第4条第2項関係)

常勤の役員以外の役員の報酬額

職 員 理 事	無報酬(給与規程に則り教員、職員としての給与のみ支給)
非常勤理事	年額 150,000 円
監事(非常勤)	年額 150,000 円